

○第138回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：平成30年9月14日（金）10：30～12：09

議事概要：

（1）飼料添加物（*Komagataella pastoris* (*Pichia pastoris*) P-132 株が生産するフィターゼを原体とする飼料添加物）の食品健康影響評価について

審議の結果、「フィターゼ P-132 が飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

- * 飼料添加物として、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に使用されます。

（2）飼料添加物（*Trichoderma reesei* Morph ΔE8 BP17 4c 株が生産するフィターゼを原体とする飼料添加物）の食品健康影響評価について

審議の結果、「フィターゼ BP-17 が飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

- * 飼料添加物として、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に使用されます。

（3）飼料添加物（2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン）の食品健康影響評価について

事務局から概要を説明し検討項目の整理を行い、継続審議となった。

- * 飼料添加物として、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に使用されます。